

北上市告示甲第5号

北上市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成3年北上市告示第15号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<u>北上市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱</u> （趣旨） 第1 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第6項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11の規定に基づき、<u>北上市営建設工事</u>（以下「建設工事」という。）の請負契約を締結する場合における指名競争入札の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。 （指名競争入札の参加者の資格） 第2 <u>指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。</u> （1）～（3） [略] 2 <u>次の各号の一に該当する者は、前項の規定にかかわらず指名競争入札に参加できないものとする。</u>	<u>北上市建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格等要綱</u> （趣旨） 第1 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第6項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11の規定に基づき、<u>建設工事</u>の請負契約を締結する場合における指名競争入札の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。 （指名競争入札の参加者の資格） 第2 <u>建設工事に係る指名競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当する者とする。</u> （1）～（3） [略] 2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、指名競争入札に参加できないものとする。</u>

(1) [略]

(2) 第9第1項の規定により資格の取消処分を受けた者で、その処分の期間を経過しない者
(申請書の提出)

第3 第2に規定する資格を有するもので指名競争入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める提出要領により、北上市工事請負指名競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 次の各号の一に該当するものは、前項の提出要領に定める提出期間にかかわらず、当該各号に定める理由の生じた都度、申請書を提出することができる。

(1) 第6で規定している市営建設工事入札参加資格者台帳(以下「台帳」という。)に登載されていた者から営業用資産を承継した者

(2) 台帳に登載されていた者が、台帳へ登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人

(3) [略]

(4) 第8第2号又は第3号の規定により資格を失い、新たに法の規定による建設業の許可を受けた者

(5) 第9第1項の規定により資格を取り消され、その期間が経過した者

(1) [略]

(2) 第10第1項の規定により指名の停止を受けた者で、その処分の期間を経過しないもの
(申請書の提出)

第3 第2に規定する者で指名競争入札に参加しようとするもの(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期間内に、北上市競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定により市長が定める提出の期間にかかわらず、申請書を提出することができる。

(1) 第7に規定する建設工事入札参加資格者台帳(以下この項において「台帳」という。)に登載されていた者から営業用資産及び事業用資産を承継して創業した者

(2) 台帳に登載されていた者(個人事業主に限る。)が、当該台帳に登載される際に所有していた営業用資産及び事業用資産をもって設立した法人

(3) [略]

(4) 法に基づく建設業の許可を失ったことで第9の規定により台帳への登載を取り消された者であって、新たにこれらを有することとなったもの

(変更の届出)

第4 申請者は、申請後、次の各号の一に該当する場合は、直ちに市長に届出なければならない。

(1) [略]

(2) 商号、名称又は代表者等を変更したとき。

(3) 資本金を変更したとき。

(4) [略]

(建設工事の種類別区分及び等級別格付)

第5 市長は、申請者について、北上市営建設工事等指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮問のうえ、建設工事の種類別の区分をし、必要に応じて等級別の格付を行う。

2 前項の等級別の格付けは、次に掲げる事項について審査のうえ行う。

(1) 客観的事項

ア 工事種類別年間平均完成工事高

イ 自己資本額

ウ 職員数

(変更の届出)

第4 申請者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに市長に届出なければならない。

(1) [略]

(2) 商号、名称、代表者又は連絡先を変更したとき。

(3) [略]

(資格者の認定)

第5 市長は、第3の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、建設工事に係る指名競争入札参加資格を有する者（以下「資格者」という。）と認定するものとする。

(建設工事の業種区分及び等級別格付)

第6 市長は、資格者について、北上市営建設工事等指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮問のうえ、建設工事の種類（以下「業種区分」という。）を決定し、市長が定める業種区分にあつては、等級別の格付を行うものとする。

2 前項の等級別の格付けは、次に掲げる事項について審査のうえ行う。

(1) 工事種類別年間平均完成工事高

エ 完成工事高経常利益率

オ 総資本経常利益率

カ 損益分岐点比率

キ 流動比率

ク 当座比率

ケ 運転資本保有月数

コ 1人当たりの完成工事高対数

サ 1人当たりの付加価値対数

シ 1人当たりの総資本対数

ス 固定比率

セ 自己資本比率

ソ 固定負債比率

タ 技術職員数

チ 営業年数

(2) 主観的事項

ア 工事種類別工事成績

イ 工事の安全成績

ウ 労働福祉の状況

エ その他必要と認める事項

(台帳の作成及び通知)

第6 市長は、第5の規定により建設工事の種類別の区分及び等級別の格付を行ったときは、市営建設工事入札参加資格者台帳（以下「台帳」という。）を作成して申請者の登載を行

(2) 技術職員数

(3) その他必要と認める事項

(台帳の作成及び通知)

第7 市長は、第6の規定により業種区分の決定及び等級別の格付を行ったときは、建設工事入札参加資格者台帳（以下「台帳」という。）を作成して資格者の登載を行うものとする

う。

- 2 前項の台帳は、市内に営業所を有する者と有しない者にそれぞれ区分して作成するものとし、市内に営業所を有する者については、台帳に登載した結果を通知する。

(台帳の有効期間)

第7 [略]

- 2 2会計年度経過後翌2会計年度に係る台帳が作成されるまでの間は、前2会計年度の台帳をもってこれに代えるものとする。

(資格の喪失)

第8 第6の規定により台帳に登載になった申請者（以下「資格者」という。）が、次の各号の一に該当する場合においては、資格を失うものとする。

(1)～(3) [略]

(資格者の取消し)

第9 市長は、資格者が政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項各号の一に該当する場合においては、委員会に諮問のうえ台帳から抹消することができる。

- 2 市長は、前項の規定により資格者を台帳から抹消したときは、直ちに、当該資格者に通知するものとする。

(建設工事の種類別及び等級別の発注標準工事金額)

。

- 2 台帳は、市内に営業所を有する者と有しない者にそれぞれ区分して作成するものとし、市内に営業所を有する者については、台帳に登載した結果を通知する。

(台帳の有効期間)

第8 [略]

- 2 前項の規定にかかわらず、2会計年度経過後翌2会計年度に係る台帳が作成されるまでの間は、当該2会計年度の台帳をもってこれに代えるものとする。

(登載の取消し)

第9 第7の規定により台帳に登載になった資格者が、次の各号のいずれかに該当したときは、台帳への登載を取り消すものとする。

(1)～(3) [略]

- 2 市長は、前項の規定により台帳への登載を取り消したときは、直ちに、当該資格者に通知するものとする。

(指名の停止)

第10 市長は、資格者が政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する場合においては、委員会に諮問のうえ競争入札に参加させないことを決定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により資格者の指名を停止したときは、直ちに、当該資格者に通知するものとする。

(建設工事の業種区分及び等級別の発注標準工事金額)

第10 市長は、建設工事の種類別及び等級別の発注の標準となる工事金額を、委員会に諮問のうえ、決定するものとする。	第11 市長は、委員会に諮問のうえ、業種区分ごとに等級別の標準となる発注工事金額を決定するものとする。 <u>（補則）</u> 第12 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
備考 改正部分は、下線の部分である。	